

事業者の皆さまへ

消費税のインボイス制度登録申請相談会のご案内

令和5年10月1日から、インボイス制度が実施されます。

インボイス制度に係る登録申請書の提出をご検討いただいている皆様方におかれましては、ご自宅等からのe-Taxによる提出が便利ですので、是非ご利用ください。

なお、ご自身で提出することが難しい方向けに、登録申請手続のサポートを実施する「登録申請相談会」を開催しますので、ぜひご参加ください。

●ご自宅等から登録申請

「e-Tax ソフト (WEB 版)」または「e-Tax ソフト (SP 版)」をご利用いただくと、質問に回答していくことで登録申請手続ができます。

なお、右のコードから、登録申請手続に係る動画をご覧になれます。

<e-Tax 操作マニュアル>

「インボイス制度特設サイト」に掲載している以下のマニュアルをご覧ください。

- ・適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル (e-Tax ソフト (WEB 版) ver.)
- ・適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル (e-Tax ソフト (SP 版) ver.)

<Web-TAX-TV>

「適格請求書発行事業者の登録申請は e-Tax で」



登録申請相談会 (個人事業者の方向け) 1日3回開催 各90分

インボイス制度の概要を説明するとともに、登録申請書等の提出を希望する方にその手続をサポートします。

日 時	定 員	開 催 場 所	問 合 せ 先
5月24日(火) ①午前10時～②午後1時～ ③午後3時～	各20名	津島税務署 津島市良王町二丁目31-1 別館2階 大会議室	津島税務署 個人課税第一部門 ☎26-2161 (代表) (内線 413)
6月13日(月) ①午前10時～②午後1時～ ③午後3時～	各20名		

●登録申請相談会にご参加いただく方へ

○会場収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、事前に問合先まで申込みをお願いします。

○新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては、中止または延期する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

○感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いいたします。

○代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

○駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

○**①スマートフォン、②マイナンバーカードおよび暗証番号、③利用者識別番号および暗証番号がわかるもの**をお持ちいただければ、その場でe-Taxによる登録申請ができます。

問合先 津島税務署 ☎26-2161

税のお知らせ

5月の納税等

軽自動車税/全期

介護保険料/第1期

農業集落排水処理施設使用料/第1期

提塘占用料/全期

保育料/5月分

納期限/5月31日(火)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

軽自動車税について

4月1日現在で軽自動車をお持ちの方には、5月上旬に役場から納税通知書をお送りします。

最寄りの金融機関または役場会計室窓口にて納付してください。
平日の日中に納付することが難しい方は、**休日でも郵便局のATM**でご利用できる納付書がありますので、役場税務課までお問合せください。

軽自動車税種別割は自動車税種別割と異なり月割制度がありません。よって、4月1日現在の所有者に全額課税されます。



軽自動車の売却等をされ、売却時の契約により、販売店等の第三者が税金を支払う場合でも、納税通知書は4月1日現在の所有者に送付し、口座振替をご契約の場合

車種			重課税率(年額)	旧税率(年額)
			最初の新規検査が平成21年3月までの車両※	最初の新規検査が平成21年4月から平成27年3月までの車両
軽三輪			4,600円	3,100円
四輪	乗用	自家用	12,900円	7,200円
		営業用	8,200円	5,500円
四輪	貨物用	自家用	6,000円	4,000円
		営業用	4,500円	3,000円

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車を除く。

は、所有者が登録している口座から引き落としがされます。事前にその旨をご連絡いただいても、販売店等の第三者に納税通知書を送付することも、口座振替を停止することもできませんのでご注意ください。

軽自動車税種別割の税率について

○重課税率

最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車に経年車重課制度が導入されました。最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときを受ける検査であり、一般的に車検と言われる継続検査とは異なります。最初の新規検査の時期は、**車検証の「初度検査年月」欄をご確認ください**。なお、平成15年10月14日前に最初の新規検査を受けている場合は、最初の新規検査の「月」の把握ができないため、**最初の新規検査を受けた年の12月から起算**しますので、ご注意ください。

○グリーン化特例の延長について

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を

受けた三輪以上の車両について、排ガス性能に応じて**軽減される税率の見直しが行われました**。

[現行]
軽課期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日
軽課年度：取得の翌年度のみ

区分	軽減率	
	自動車税種別割	軽自動車税種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車	75%軽減	75%軽減
2020年度基準+30%達成		50%軽減
2020年度基準+10%達成	50%軽減	25%軽減

[見直し後]

区分	軽減率	
	自動車税種別割	軽自動車税種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車	75%軽減	75%軽減

グリーン化特例(軽課)の対象外とすることについて
令和元年度税制改正で法制化済

軽自動車税種別割の口座振替の方の納税証明書について

口座振替をご契約の方には、6月中旬に継続検査用(車検用)の納税証明書を送付します。

●問合せ先

総務部税務課

減免について

次の手帳を持つ所有者で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

○身体障害者手帳

○戦傷病者手帳

○療育手帳

○精神障害者保健福祉手帳等

減免を受ける方は、身体障害者手帳等、運転免許証、納税通知書を持参して役場にて申請をしてください。なお、継続減免については、2月ごろに郵送される現況報告書へ必要事項を記入、返送することで、次年度も引き続き減免を受けることができます。

また、車いす輸送車等構造上専ら身体障害者を輸送するための設備を整えた車両も減免できる場合がありますので、税務課までお問

合せてください。申請には、構造とナンバーが分かる写真、納税通知書が必要です。

●申請期限 5月31日(火)

減免申請の期限は5月31日ですが、事務処理の都合上、5月24日(火)までの申請にご協力お願いします。

●問合せ先

総務部税務課

自動車税種別割の納税をお忘れなく

5月31日(火)は、自動車税種別割の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に対し、5月2日(月)に県税事務所から納税通知書をお送りします。お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください(納付場所は、納税通知書の裏面をご確認ください)。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります。)、やインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay、PayB)で

も納付できます。

なお、名義変更・廃車などの手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに終わっていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、県税事務所にご連絡ください。

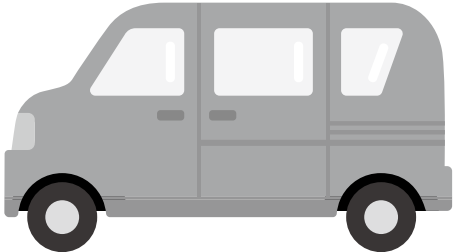
●問合せ先

西尾張県税事務所

☎ 0586-4513170

▽ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html>



電柱にカラスの巣を見つけたらすぐにご連絡を

例年2月中旬から6月上旬までの間、カラスの巣作りが活発になります。

木の枝や金属ハンガーなどで作ったカラスの巣が電線に接触すると停電が発生することがありますので、電柱にカラスの巣を発見した場合は、中部電力パワーグリッドまでご連絡ください。

●問合せ先

中部電力パワーグリッド株式会社 社港営業所

☎ 0120-9291309



警察からのお知らせ

けいさつ
だより



飛島村内犯罪状況 (令和4年3月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
3月	0	0	0	0	0
1～3月	0	1	0	1	0
区分	特殊詐欺	自動車盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
3月	0	0	0	0	0
1～3月	0	0	0	0	0
区分	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)	
3月	0	0	0	0	
1～3月	0	0	0	0	